

別紙1

広島市域におけるイベント開催制限の考え方について (R3.1.18～R3.2.7)

- 業種ごとに業界団体が策定した感染拡大防止ガイドラインを順守することや、必要な感染防止対策を講じることを前提に、以下の参加人数をめやすとしてイベントを開催することができる。
- 祭り、花火大会、野外フェスティバルなどについて、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては中止を含めて慎重に検討・判断し、開催する場合は十分な人ととの間隔を設ける。
- 全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、開催要件等について県に事前相談する。

1 人数上限

区分	人数上限
①収容人数が10,000人を超える場合	5,000人
②収容人数が10,000人以下の場合	5,000人と収容率要件による人数のいずれか小さい方

2 収容率要件等

区分	収容率	対象例	イベントの性質
大声での歓声・声援などが想定されない場合	50%以内 （収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を確保）	音楽 クラシック音楽、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート	参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる
		演劇等 現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス等	
		舞踊 バレエ、現代舞踊、民族舞踊等	
		伝統芸能 雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞等	
		芸能・演芸 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術等	
		講演・式典 各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング等	
		展示会 各種展示会、商談会、各種ショーエキシビション等	
大声での歓声・声援などが想定される場合	50%以内 （異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい（収容率が50%を超える場合がある））	音楽 ロックコンサート、ポップコンサート等	参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる
		スポーツイベント サッカー、野球、大相撲等	
		公営競技 競馬、競輪、競艇、オートレース	
		公演 キャラクターショー、親子会公演等	
		ライブハウス等 ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント	

(注) 実際のイベントが上表のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する

〈感染防止のために実施する主な対策〉

- ①業種別ガイドラインに則した感染防止策の徹底
- ②消毒の徹底（出入口・トイレなどでの手指消毒、施設内のこまめな消毒等）
- ③大声を出さないことの担保（大声を出す者がいた場合、個別に注意等を実施。マスク着用を前提に隣の者との日常会話程度は可）
- ④飲食の制限（決められたエリア以外での飲食の制限、イベント前後や休憩時間中の食事等による感染防止の徹底）
- ⑤参加者及び出演者の制限（発熱等の有症状者の入場・出演を確実に防止。検温の実施、 払戻措置の規定等）
- ⑥参加者の把握（「広島コロナお知らせQR」や接触確認アプリ「COCOA」の活用、システムを利用できない参加者の連絡先等の把握）
- ⑦出演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除（マスクを持参していない者に主催者側でマスクを配布。出演者等と観客がイベント前後等に接触しない措置の実施。演者が発声する場合、舞台から観客の間隔を2m確保）
- ⑧イベント前後の行動管理（交通機関の分散利用、打ち上げ等の感染リスクのある行動の回避など、イベント前後の感染防止の注意喚起）
- ⑨3密の回避（こまめな換気の実施、入退場時や休憩時間の密集回避等）
- ⑩ガイドラインを遵守する旨の公表